診療費自動精算機及び診療費窓口支払機等

仕様書

１　調達物品及び数量

・診療費自動精算機　４台
・診療費窓口支払機　２台
・監視端末　１台
・上記のほか、本仕様書に定める要件を満たすために必要となる機器、ソフトウェア、付属品及び作業　一式

２　診療費自動精算機

（１）全般

・　当院が採用している医事会計システム（富士通ＪＡＰＡＮ製「ＨＯＰＥ／Ｘ－Ｗ」、以下「医事会計システム」という。）と診療費自動精算機をＴＣＰ／ＩＰ方式でＬＡＮ接続できること。
・　医事会計システムから未収金データを取得し、入金後は入金データを医事会計システムへ送信して、消込処理と連携できること。
・　医事会計システムとの接続方法は、管理サーバ等を介さず医事会計システムと直接通信する仕組みとし、障害発生時に障害が全体に波及しない仕組みであること。

（２）診療費自動精算機本体に関し、以下の要件を満たすこと

・　車椅子使用の方でも使用できること。
・　プライバシーにかかわる、患者氏名、診療明細等は後ろから覗かれないようになっていること。
・　診察券をカードリーダーに挿入した場合と、患者ＩＤバーコード印字入り用紙をバーコードリーダーにかざした場合に、本体画面に未収の外来・入院請求金額が表示できること。
・　医事会計システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額（受診日、受診科毎）、請求合計が画面に表示できること。
・　利用者が任意で外国語表示（日本語／英語／中国語（繁体字・簡体字）／韓国語）に切替できること。また、外国語表示終了後は自動で日本語表示に切り替わること。
・　停電時、取引データの破損を防ぐため、安全にシャットダウンする機能を有すること。
・　釣銭切れ、用紙切れ、その他の異常を感知する機能を備えており、監視端末に通知できること。

・　画面に係員呼出ボタンを配置して、監視端末から呼出を確認することができること。
・　日常業務（現金装填、回収、領収書用紙の補充等）について、前面扉運用にて操作ができること。
・　ホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。
・　本体電源、取扱時間、再起動時間のタイマースケジュール設定ができること。
・　本体にエラーが発生した際は、エラー解除箇所の特定及びエラー解除手順を本体に備え付けのディスプレイに表示でき、簡単にエラー解除操作ができること。
・　エラー解除操作において、紙幣・硬貨の未返却の金種明細情報を表示する機能を有していて、患者に返却する金種明細の確認が可能なこと。
・　紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除操作で取り除いた現金について、患者に返却すべき現金と機器内に収納すべき現金とを、操作者が判別できる手段を有すること。

（３）金銭処理機能に関し、以下の要件を満たすこと
・　入金処理は、以下の金種の取り扱いができること。
　紙幣（一万円、五千円、二千円、千円）
　硬貨（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
・　令和６年発行の新紙幣及び新５００円硬貨に対応できること。
・　入金現金については一時保留する機能を有し、取消し時には患者とのトラブルを防ぐため、入金された現金の現物を紙幣１００枚、硬貨１００枚まで返却できること。
・　紙幣・硬貨のリサイクル（還流）機能を有し、つり銭補充／機内現金の回収頻度を軽減できること。
・　入金時、紙幣の間にレシート等異物が混入していた場合や、硬貨投入口に異物が投入された際は、自動的に排除する機能を有していること。
・　貨幣識別レベルは、金融機関レベルの識別基準で、偽造紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止できること。
・　現金回収時は、現金が患者の目に触れることなく、紙幣・硬貨ともに枚数を計数しながらカセット金庫（専用鍵付）へ回収されること。

（４）領収書発行に関し、以下の要件を満たすこと
・　プリンターを内蔵し、当院指定の領収書や診療報酬明細書等が発行できること。

（５）クレジットカード取引に関し、以下の要件を満たすこと
・　クレジットカードの支払いに対応可能であること。
・　クレジットカードの支払い方法として、一括払い以外にリボ・分割払いに対応できること。
・　対応する国際ブランドは、Ｖｉｓａ、Ｍａｓｔｅｒｃａｒｄ、ＪＣＢ、Ａｍｅｒｉｃａｎ Ｅｘｐｒｅｓｓ、Ｄｉｎｅｒｓ Ｃｌｕｂとすること。

・　非接触式のタッチ決済対応ができること（ＮＦＣ搭載の携帯端末を含む）。
・　ＥＭＶ認証を取得したＩＣカード対応端末及びＰＣＩ－ＰＴＳ認証を取得したＰＩＮパッドを搭載していること。
・　クレジットカード情報を機器内に保持しないこと（非保持化に対応していること）。
・　クレジットカード決済に要する端末を備え、請求金額と連動して決済できること。
・　クレジットカード決済を行った場合は、当院指定の領収書に加えて、カード利用控えも発行されること。
・　クレジットカードの取消処理について、決済した診療費自動精算機本体から行えること。
・　クレジットカードの取消処理結果は、患者用と当院用の２枚発行できること。

（６）その他に、以下の要件を満たすこと
・　診療費自動精算機導入前後に取扱方法について職員等に教育訓練を行うこと。
・　トラブル時に早急に対応できるよう、サービス拠点は京都市に拠点があり、製造メーカーがメンテナンスを実施すること。
・　保守及び保証については、６　共通事項に定めるところによること。

３　診療費窓口支払機

（１）全般
・　医事会計システムと診療費窓口支払機をＴＣＰ／ＩＰ方式でＬＡＮ接続できること。
・　医事会計システムから未収金データを取得し、入金後は入金データを医事会計システムへ送信して、消込処理と連携できること。

（２）診療費窓口支払機本体に関し、以下の要件を満たすこと
・　診察券をカードリーダーで読み取った場合と、患者ＩＤをバーコードリーダーで読み取った場合と、患者ＩＤを入力した場合に、本体画面に未収の外来・入院請求金額が表示できること。
・　医事会計システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額（受診日、受診科毎）、請求合計が画面に表示できること。
・　医事会計システムから返金データを受け取り、返金可能な機能を有していること。
・　医事会計システムから返金などマイナス金額情報を受信した際は、赤色背景表示など分かりやすく表示できること。
・　同一の患者に対し複数の請求がある場合、請求単位で選択入金が行える機能を有していること。
・　請求単位で一部入金（分割入金）が行える機能を有していること。

・　医事会計システムから入金済み金額情報を受信した際は、青色背景表示など分かりやすく表示できること。
・　カラータッチディスプレイを搭載していること。
・　出金口の金銭取り忘れを防止する機能を有していること。
・　ホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。
・　クレジットカード決済は、当院が別途調達するクレジットカード決済端末（パナソニック株式会社製ＪＴ－ＶＴ１０）と接続し、請求金額と連動して決済できること。同端末本体及びその調達費用は本調達に含まないこと。

（３）金銭処理機能に関し、以下の要件を満たすこと
・　入金処理は、以下の金種の取り扱いができること。
　紙幣（一万円、五千円、二千円、千円）
　硬貨（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
・ 令和６年発行の新紙幣及び新５００円硬貨に対応できること。
・ 紙幣硬貨ともに真偽判定をする機能を有していること。
・　現金在高が、設定された枚数（不足またはあふれ値）に達した場合は、操作者に分かるように本体ディスプレイに表示すること。

（４）領収書発行に関し、以下の要件を満たすこと
・　当院が用意したレーザープリンター（京セラドキュメントソリューションズ製ＥＣＯＳＹＳ　Ｐ３１４５ｄｎ）を使用し、当院指定の領収書や診療報酬明細書が発行できること。

（５）クレジットカード取引に関し、以下の要件を満たすこと
・　クレジットカード・デビットカードの支払いは、前記の決済端末（ＪＴ－ＶＴ１０）との金額連携により対応すること。

（６）その他に、以下の要件を満たすこと
・　診療費窓口支払機導入前後に取扱方法について職員等に教育訓練を行うこと。
・　トラブル時に早急に対応できるよう、サービス拠点は京都市に拠点があり、製造メーカーがメンテナンスを実施すること。
・ 保守及び保証については、６　共通事項に定めるところによること。

４　監視端末

（１）端末に関し、以下の要件を満たすこと
・　診療費自動精算機・診療費窓口支払機毎に入金情報及び現金の入出金情報が管理できること。
・　診療費自動精算機・診療費窓口支払機からの異常通知（釣銭切れ、用紙切れ、その他の異常）及び係員呼出を表示し、確認できること。

・　診療費自動精算機・診療費窓口支払機の全ての取引履歴（取引日時、金額、支払方法等）を保持できること。また、そのデータはいつでも検索可能であり、ＣＳＶ形式にてＵＳＢメモリ等へデータ保存可能なこと。
・　監視端末が停止しても、診療費自動精算機・診療費窓口支払機の取引に影響がなく取り扱えること。
・　監視端末から診療費自動精算機・診療費窓口支払機に対し、遠隔で以下の操作ができること。
①　全額回収もしくは売上金回収のカセット金庫への回収指示
②　電源オフ
③　機器本体の状態（取り扱い／休止）の指示
④　操作（処理）履歴の確認
⑤　エラー発生時のエラー詳細の表示

５　機器の設置場所
・　地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院内の次の場所とする。
①　診療費自動精算機：本館１階外来エリア　３台、北館１階救急外来　１台
②　診療費窓口支払機：本館１階受付窓口　１台、北館１階救急外来　１台
③　監視端末：本館１階医事室　１台

６　共通事項
本章は、調達物品の全般に共通する事項を定める。
（１）医事会計システムとの連携
・　医事会計システムとＬＡＮ接続する機器については、医事会計システム（ＨＯＰＥ／Ｘ－Ｗ）との連携実績があること。
・　医事会計システムとの連携については、富士通ＪＡＰＡＮとの標準インターフェースに対応していること。
・　医事会計システムとの連携に必要な作業（機器設定、連携調整及び連携テスト）を実施すること。なお、連携に当たり医事会計システムの改修が必要となる場合は、当該医事会計システムベンダーと調整の上、同社が実施する当該改修に要する費用も本調達に含むこと。
（２）納期及び検収
・　令和９年３月３１日までに、納品、設置、医事会計システムとの接続及び動作確認（連携テスト及びクレジットカード決済テストを含む。）を完了し、当院の検収を受けること。
・　本調達には、機器の設置、接続、設定及び動作確認に要する一切の作業並びに既存機器の撤去を含むこと。
（３）既存機器の撤去

・　次に掲げる現行機器の撤去を本調達に含むこと。撤去の時期及び方法は、新機器への切替えに支障が生じないよう、当院と協議のうえ定めること。

①　診療費窓口支払機（島津製作所製ＭＥＲＳＹＳ－MR）：本館１階受付窓口　２台、北館１階救急外来　２台

②　診療費自動精算機（島津製作所製ＭＥＲＳＹＳ－ＡＲ７００）：本館１階外来エリア　３台

③　監視端末（ＨＰ社製ＰｒｏＢｏｏｋ４５０　Ｇ３／ＣＴ）：本館１階医事室　１台

④　上記機器に付随するケーブル、バーコードリーダー等の周辺機器

・　撤去作業は、当院職員の立会いのもとで実施すること。

・　撤去に要する費用は入札価格に含み、撤去後の機器及び周辺機器の処分も併せて行うこと。

（４）入札価格に含む費用の範囲

・　入札価格には、機器本体のほか、設置、接続、設定、連携調整、医事会計システムの改修（必要であれば）、クレジットカード決済に必要となる配線工事及び回線開通工事（必要であれば）、教育訓練及び既存機器の撤去及び処分に要する費用、並びに下記の無償保証期間を除く期間及び次年度１年間に係る保守費用を含むこと。

・　入札書には、内訳として機器費、設置・連携費、工事費、医事会計システム改修費、保証期間、保守対象期間及び保守費の算定対象期間を明示すること。

・　上記のほか、本仕様書に定める要件を満たすために必要となる費用は、入札価格に含むこと。

・　次の費用は入札価格に含まないこと。クレジットカード決済端末（ＪＴ－ＶＴ１０）の調達費用、クレジットカード決済に係る決済手数料、クレジットカード決済に必要となるインターネット回線の月額利用料、領収書用紙等の消耗品費、次々年度以降の保守費用。

（５）保証

・　検収の日から６ヶ月間を無償保証期間とし、当該期間内に生じた故障等については、無償で修理又は交換を行うこと。

・　検収時に保証書を提出すること。

（６）保守

・　障害発生時の連絡窓口及び対応体制を文書で明示できること。連絡窓口及び対応体制に変更があった場合は、直ちに文書で通知すること。

・　無償保証期間終了後の保守は、別途、次の内容を含む保守契約を締結すること。

ア　定期保守

・　保守契約期間中は常に契約機器を良好に使用できる状態を維持し、年合計３回　（診療費自動精算機：年２回、診療費窓口支払機：年１回）、機器の点

検、調整、部品の交換等の作業を行う。なお、検収の日から１年間は、年合計２回　（診療費自動精算機：年１回、診療費窓口支払機：年１回）とする。

イ　随時修理保守

・　保守契約期間中に発生した全ての故障に対し、速やかに修理すること。

・　保守時間は午前９時から午後５時までとし、対応日は月曜日から金曜日まで（土日祝祭日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）とすること。

・　前項の保守時間内に対応した修理保守が完了しない場合は、当院と協議の上、保守時間外においても修理保守を実施すること。

ウ　その他

・　救急外来に設置する機器については、随時修理保守の対応時間が１月１日を除く日の９時から２２時までとするプランを有すること。当院が希望する場合は、保守契約の締結又は更新の際に当院と協議のうえ、当該プランを提供できることとし、当該プランの費用及び条件は、その時点で別途提示すること（本入札価格には含まない。）。

（７）その他

・　北館１階救急外来に設置する診療費自動精算機については、医事会計システムとの接続に必要なＬＡＮ配線が未整備であるため、当該ＬＡＮ配線工事も本調達に含むこと。

・　クレジットカード決済に係る通信回線は、当院の既存インターネット回線を利用することを基本とし、ルーターから機器までの配線工事は本調達に含むこと。ただし、受注者のシステム構成により閉域網等の回線が別途必要となる場合は、その開通に必要な工事も本調達に含むこと。

・　導入にあたっては、操作マニュアルを提供すること。

・　受注者は、本調達に係る作業の一部を第三者に再委託することができる。ただし、本調達に係る作業の全部を一括して再委託することはできない。再委託した場合においても、納期の遵守及び成果物に対する責任は、受注者が負うこと。

・　入札参加資格については、別途公告によること。

・　本仕様書に定めのない事項については、当院と協議すること。